

あやせ市民芸術鑑賞事業開催にあたり御留意いただきたいこと

※必ず御一読いただき、内容を御確認のうえ、お申込みください。

1 事前準備にあたって

- ・看板の作成、広報あやせ及び HP への広報は、生涯学習課で行います。
その他、団体独自に看板やチラシ・案内状等を作成される場合は、次の①～③の事項に注意し、必ず生涯学習課にて確認を済ませてから作成してください。

- ①事業名「あやせ市民芸術鑑賞事業」を入れること
- ②主催：綾瀬市 主管：団体名であること
- ③開催日時、場所「7階市民展示ホール」を明記すること

※平成28年度に案内状の悪用（不特定多数への受取人払いでの発送事案）があったため、はがきの案内状を市内公共施設へ配布することは禁止しています。案内状を発行する場合は、宛名を書いて郵送又は直接手渡す等不特定多数の方の手に渡らないように御協力をお願いいたします。

※はがきの形をとらないチラシ・A4サイズのポスター等については、市内公共施設への配布や掲示が可能ですので、御希望の場合は御相談ください。

- ・広報等に掲載する都合上、万が一、展覧会名等の変更が生じましたら、2か月半前までに御連絡ください。
- ・期間中、会場で主管団体によるギャラリートークや句会等を催す場合は、2か月半前までに御連絡いただければ、広報等に掲載することができます。

2 会期中について

- ・搬入及び搬出は、開催決定時にお送りする別紙備考に記載の時間内に行ってください。時間内での作業完了が難しい場合は事前に御相談ください。
- ・環境保全のため、市民展示ホール天井の照明は間引き点灯をしています。作品を明るくするために照明が欲しい等の御希望がある場合は、スポットライトの貸し出し

をいたしますので、出品団体で設置を行ってください。

- 団体間の交渉の上、前の出品団体が設置した会場のレイアウトや使用した備品等（スポットライト、可動パネルを含む）を引き継いだ場合、使用の有無にかかわらず引き継いだ出品団体が会場の片付け（パネルの収納、スポットライトの取り外しを含む）及び備品等の片付けを行ってください。
- 市役所正面玄関前はお身体の不自由な方の車両乗降や緊急車両の一時駐車スペースのためのスペースですので、搬入及び搬出時の駐停車は御遠慮願います。作品が大きい等の理由で移動が困難である場合は、生涯学習課より台車をお貸ししますのでお申し出ください。
- 市民展示ホールの出入口や7階通路は緊急時避難経路となっておりますので、有効幅員を狭めることのないようお願いいたします。パネルや展示物が扉の前にある場合、移動をお願いする場合があります。
- 市役所内での営利活動には庁舎管理者の許可が必要となりますので、市民展示ホール及びロビー、エレベーターホールでの金銭の授受は禁止いたします。会報誌等の有償配布や団体内の会費の集金等の誤解を招く行為は御遠慮ください。
- 会期中は、常時2名以上が受付を行うようにしてください。
- 特定屋外喫煙場所の設置の関係で、北側屋上出入口の私用及び開放は、非常時を除き禁じられております。また、土曜日、日曜日、祝日は7階から屋外に出ることが禁じられておりますので、来場者が屋外に出ないよう御注意ください。
- 施設、付帯設備を破損及び紛失した場合は、賠償していただくことがございます。
- 感染症拡大等により急遽中止を決定したり、日程や内容が変更になる場合があります。また、感染症のほか、自然災害等不可抗力により中止となった場合における団体で発生した開催に伴う諸経費等については、市では一切責任を負いかねますので、あらかじめ御了承願います。